

議案第74号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩北地区センターに活動室を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩地区センター	ホール	東京都葛飾区新小岩二丁目 17番1号
	区民ロビー	
	第一会議室	
	第二会議室	
	調理室	
	活動室	
	音楽室	
	和室（一）	
	和室（二）	

別表第1の1の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩北地区センター	ホール	東京都葛飾区東新小岩六丁目 21番1号
	区民ロビー	

大会議室
中会議室
小会議室
活動室
音楽室
和室
談話室

別表第1の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北集い交流館の項を削る。

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩地区セン ター	第一会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	第二会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	調理室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	活動室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室(一)	500円	250円	250円	500円	800円	1,500円
	和室(二)	300円	150円	150円	300円	400円	800円

別表第2の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩北地区セ ンター	大会議室	1,200円	650円	650円	1,300円	1,700円	3,400円
	中会議室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	小会議室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	活動室	600円	350円	350円	700円	900円	1,800円
	音楽室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	和室	300円	150円	150円	300円	400円	800円
	談話室	300円	150円	150円	300円	400円	800円

別表第2の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北集い交流館の項を削る。

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地区センターの項を次のよ

うに改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩地区セン ター	第一会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	第二会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	調理室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	活動室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室（一）	1,500円	750円	750円	1,500円	2,400円	4,500円
	和室（二）	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

別表第3の1の部(1)の款葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北地区センターの項を次のように改める。

葛飾区地域 コミュニティ施設新小 岩北地区セ ンター	大会議室	3,600円	1,950円	1,950円	3,900円	5,100円	10,200 円
	中会議室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	小会議室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	活動室	1,800円	1,050円	1,050円	2,100円	2,700円	5,400円
	音楽室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	和室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円
	談話室	900円	450円	450円	900円	1,200円	2,400円

別表第3の2の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩北集い交流館の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。